

8-3-6 文化財

鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、車両基地、変電施設）の存在による土地の改変により、文化財への影響のおそれがあることから、環境影響評価を行った。

なお、法令等で指定された天然記念物（動物）は「8-4-1 動物」の項目において、環境影響評価を行った。

（1）調査

1) 調査すべき項目

調査項目は、法令等で指定、登録又は定められた有形文化財（建造物）、有形民俗文化財（家屋等）、史跡、名勝、天然記念物及び伝統的建造物群保存地区（以下、「指定等文化財」という。）並びに国及び地方公共団体により周知されている埋蔵文化財包蔵地の分布状況とした。

2) 調査の基本的な手法

文献調査により、文化財関連の文献、資料を収集し、整理した。また、文献調査を補完するために、関係自治体等へのヒアリングを行った。

3) 調査地域

対象事業実施区域及びその周囲の内、都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設を対象に、鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設）の存在に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。

4) 調査期間等

文献調査の調査時期は、最新の情報を入手可能な時期とした。

5) 調査結果

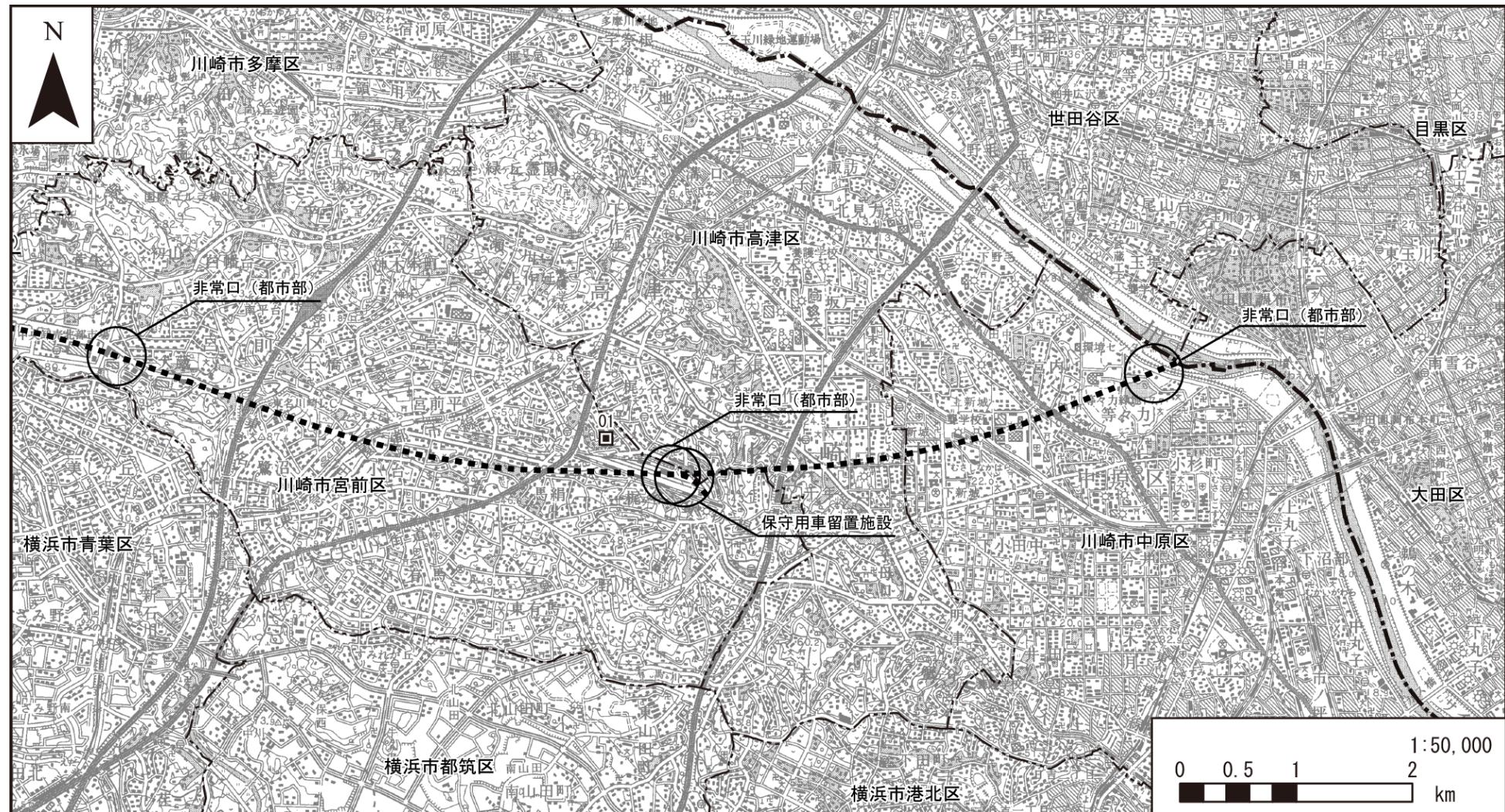
調査地域における文化財の状況を、表 8-3-6-1、表 8-3-6-2 及び図 8-3-6-1、図 8-3-6-2 に示す。

調査地域内に、指定等文化財は国登録 2 件、県指定 1 件、市指定 1 件、市登録 2 件の全 6 件、埋蔵文化財包蔵地は 76 箇所分布している。

表 8-3-6-1 指定等文化財の状況

地点番号	市町村名	種別	区分	名称	所在地	指定年月日
01	川崎市宮前区	史跡	県指定	馬絹古墳	馬絹 944-10	S46. 12. 21
02		史跡	市登録	橋本の棒杭(大山道道標)	橋本 1-378-7 の一部	H13. 4. 1
03		有形民俗文化財	市登録	小倉宮原の徳本念佛塔	小倉 371	H23. 4. 1
04	相模原市緑区	建造物	国登録	横浜市水道局青山水源事務所旧青山取水口	青山 3482	H10. 10. 9
05			国登録	横浜市水道局青山水源事務所旧青山沈殿池	青山 3482	H10. 10. 9
06			市指定	鳥屋諏訪神社本殿附安政四年棟札1枚	鳥屋 1140	H19. 4. 1

資料：「神奈川県文化財目録」（平成24年4月、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課）
 「神奈川県の文化財」（平成25年6月現在、神奈川県教育委員会教育局文化遺産課ホームページ）
 「川崎市内文化財案内」
 （平成25年6月現在、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課ホームページ）
 「相模原の文化財」（平成25年6月、相模原市教育委員会教育局生涯学習部文化財保護課）
 「さがみはらの文化財一覧」
 （平成25年6月現在、相模原市教育委員会教育局生涯学習部文化財保護課ホームページ）

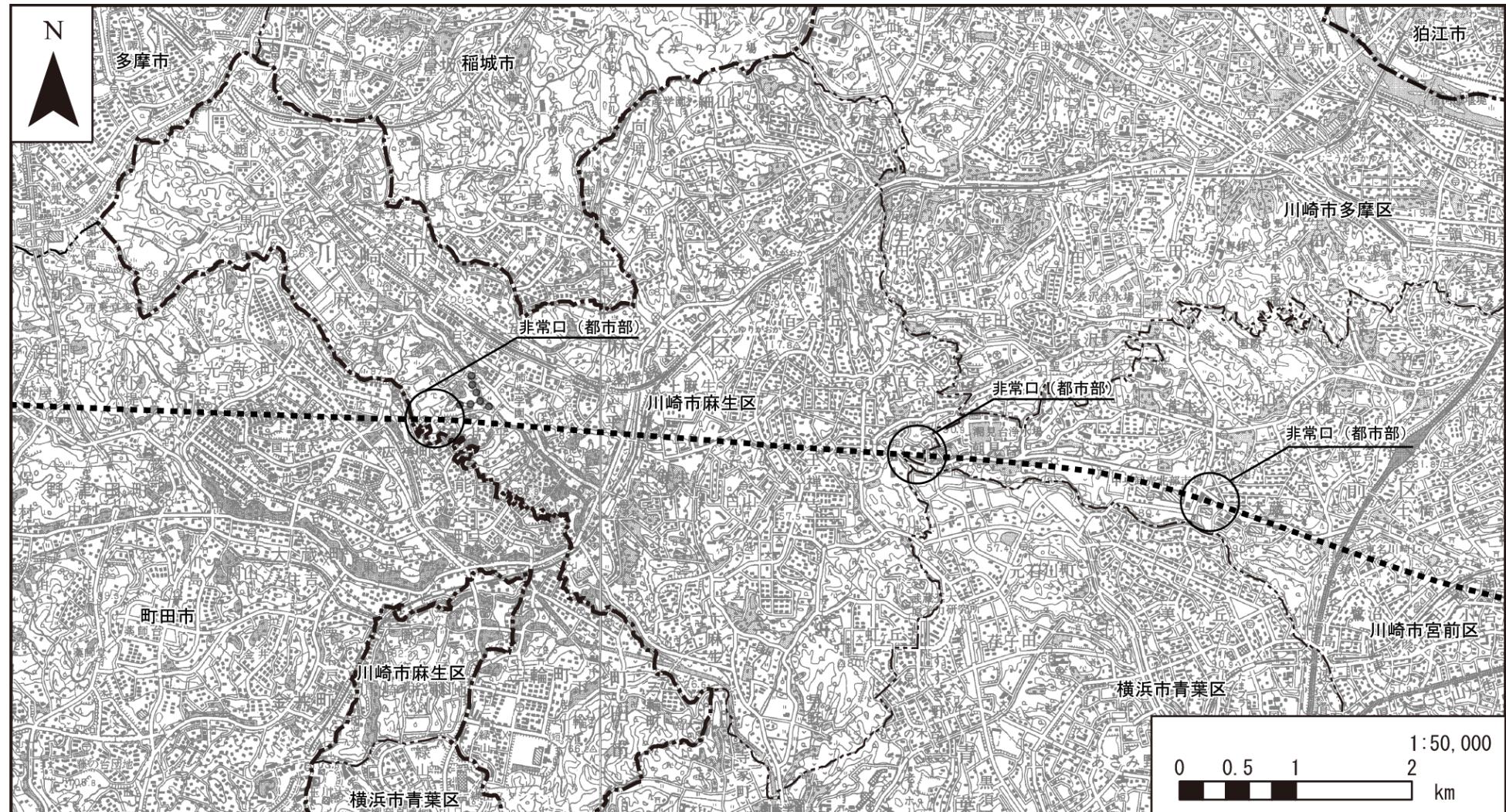


凡例

- | | | | |
|------------------|-----------|----------|---------------|
| ---- 計画路線(トンネル部) | ○ 建造物、国登録 | □ 史跡、県指定 | ★ 有形民俗文化財、市登録 |
| — 計画路線(地上部) | ● 建造物、市指定 | ◎ 史跡、市登録 | |
| - - - 都県境 | | | |
| - - - 市区町村境 | | | |

図8-3-6-1(1) 指定等文化財の分布状況図

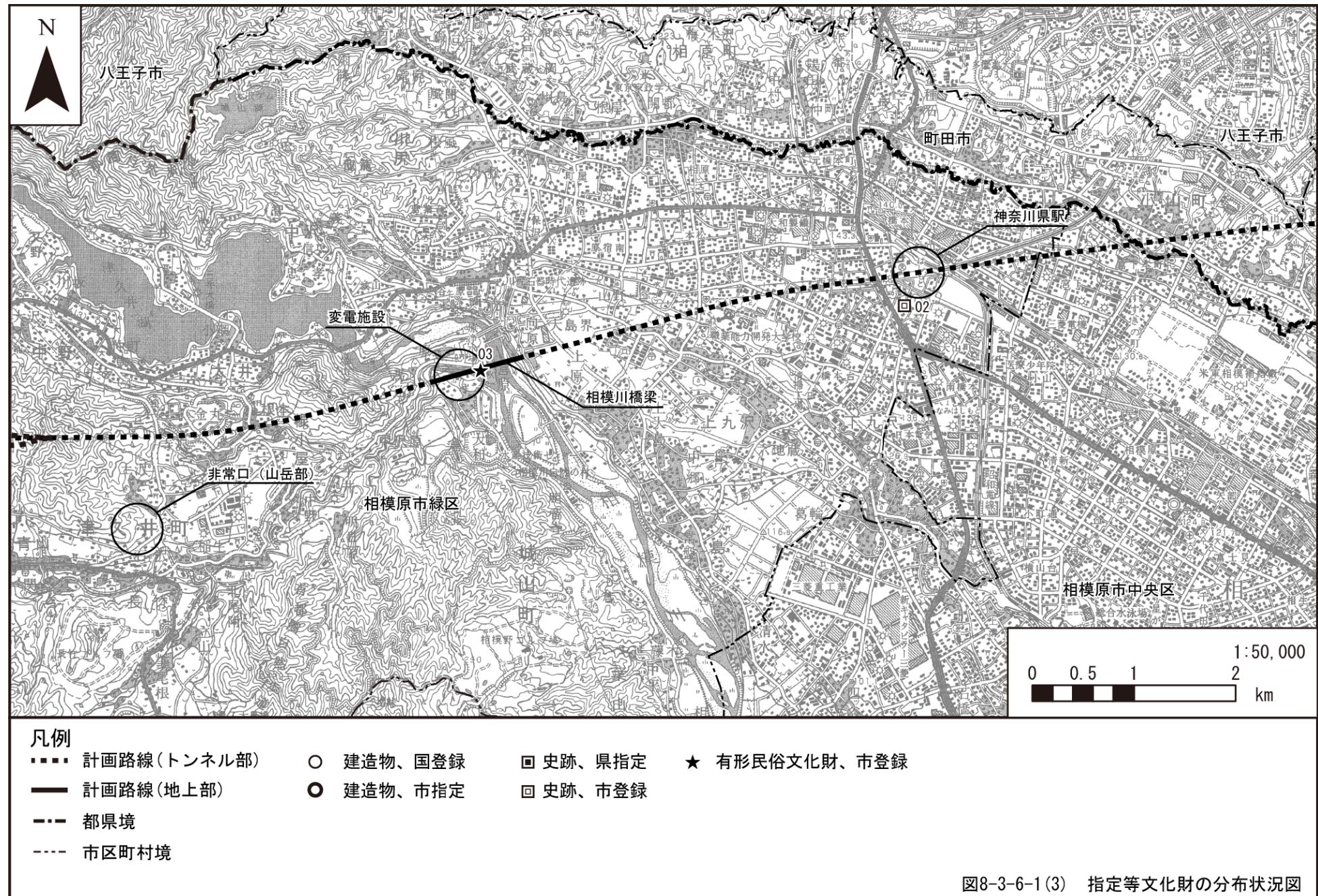
8-3-6-4

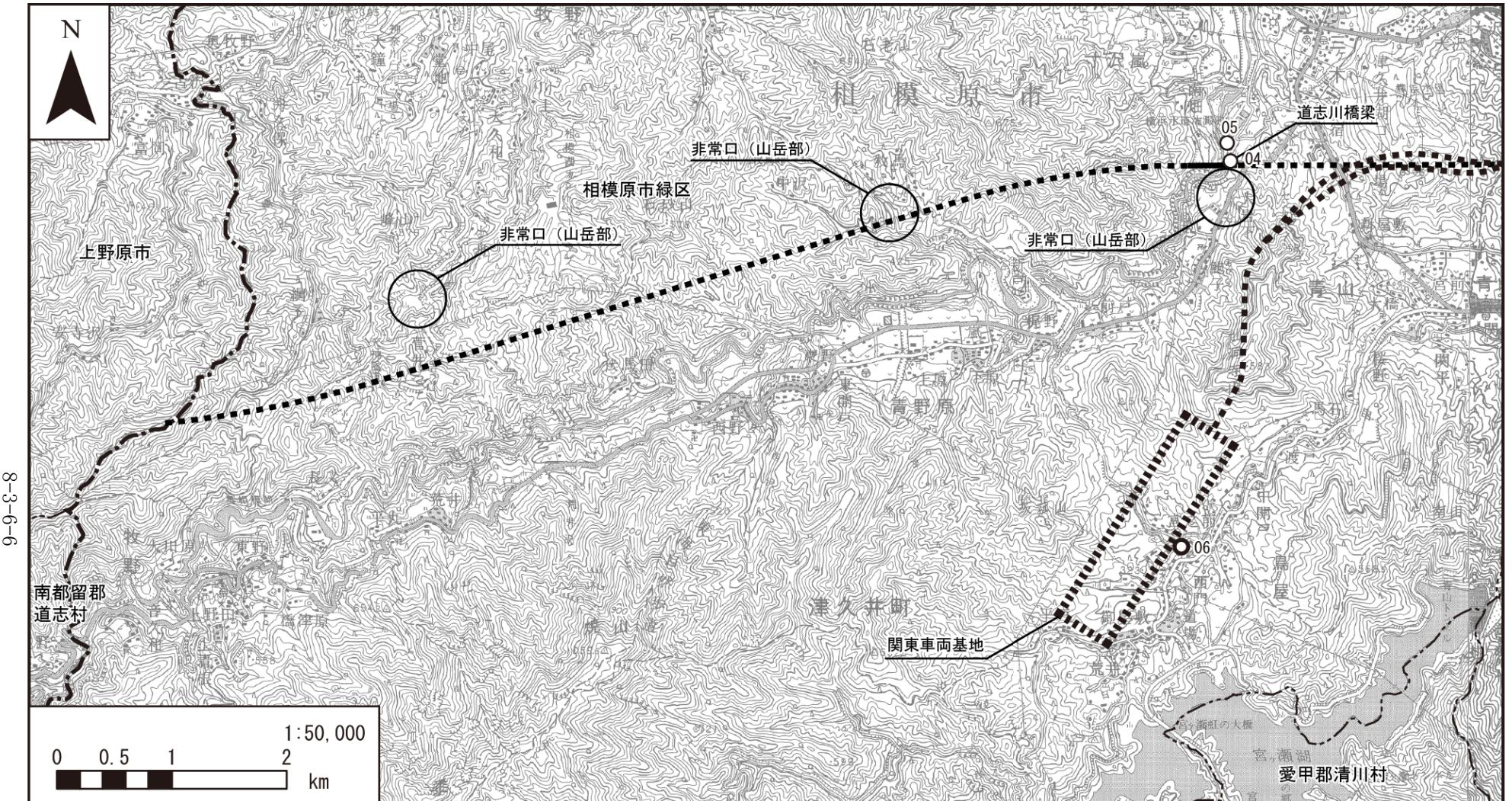


凡例

- | | | | |
|-------------------|-----------|----------|---------------|
| ----- 計画路線(トンネル部) | ○ 建造物、国登録 | □ 史跡、県指定 | ★ 有形民俗文化財、市登録 |
| ——— 計画路線(地上部) | ● 建造物、市指定 | ◎ 史跡、市登録 | |
| ····· 工事用道路 | | | |
| - - - 都県境 | | | |
| - - - - 区市町村境 | | | |

図8-3-6-1(2) 指定等文化財の分布状況図

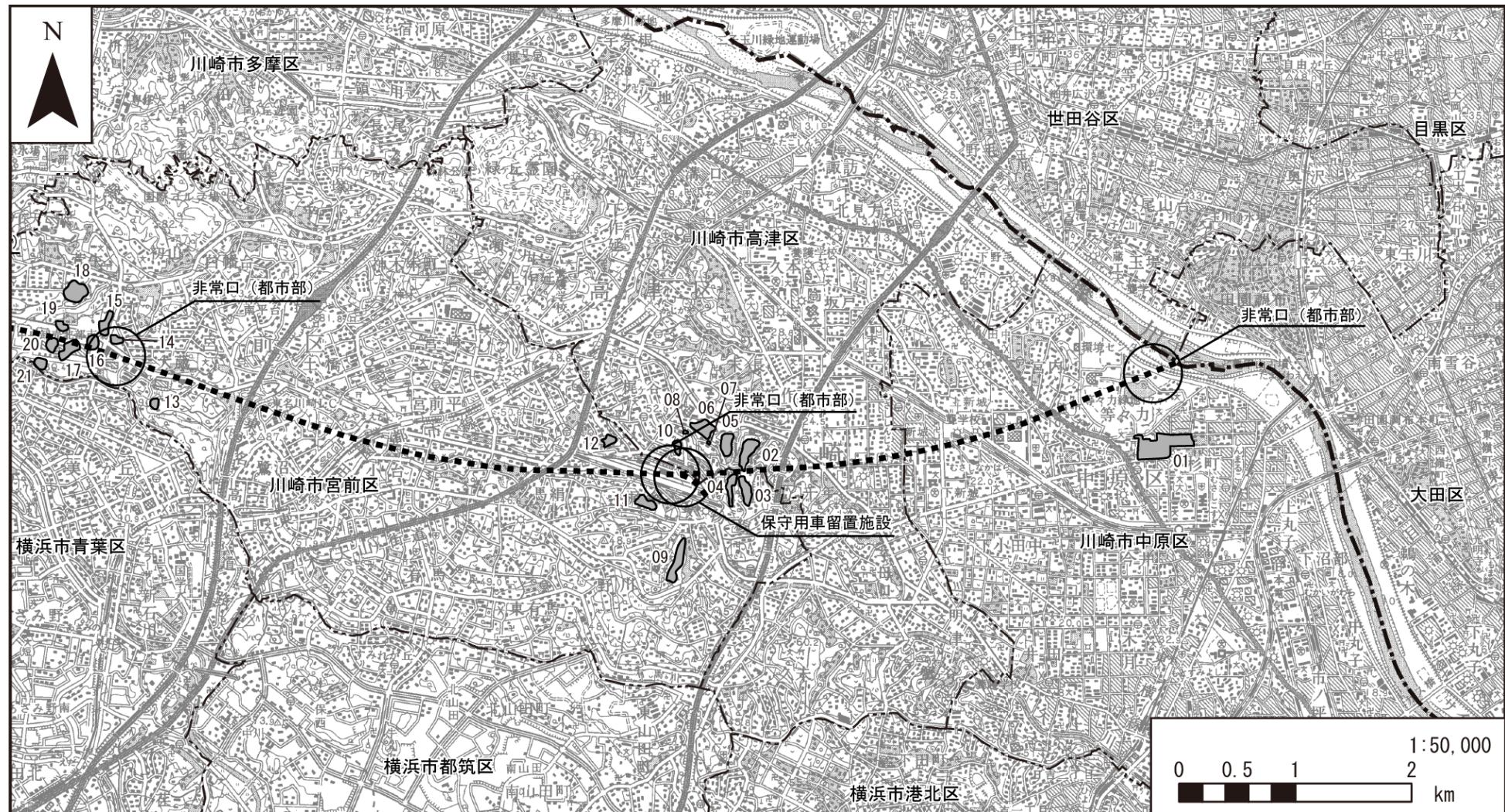




凡例

- | | | | |
|-------------------|-----------|----------|---------------|
| ----- 計画路線(トンネル部) | ○ 建造物、国登録 | ▣ 史跡、県指定 | ★ 有形民俗文化財、市登録 |
| —— 計画路線(地上部) | ● 建造物、市指定 | ◎ 史跡、市登録 | |
| - - - 都県境 | | | |
| - - - 市区町村境 | | | |
| ・関東車両基地は地上部で計画 | | | |

図8-3-6-1(4) 指定等文化財の分布状況図

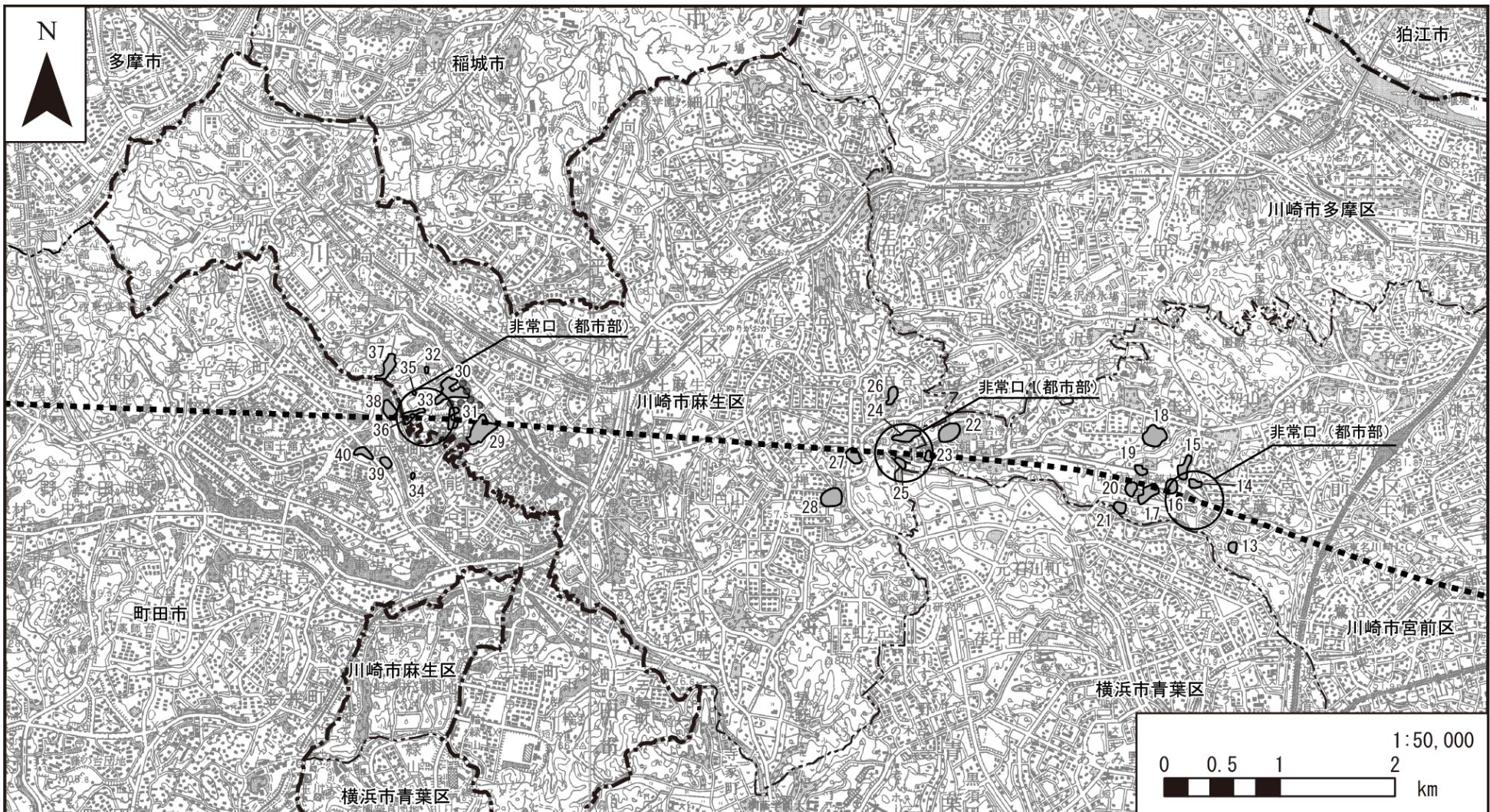


凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 埋蔵文化財包蔵地
- 計画路線(地上部)
- - - 都県境
- - - 市区町村境

図8-3-6-2(1) 埋蔵文化財包蔵地の分布状況図

8-3-6-10



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 埋蔵文化財包蔵地
- 計画路線(地上部)
- 工事用道路
- - - 都県境
- - - 市区町村境

図8-3-6-2(2) 埋蔵文化財包蔵地の分布状況図

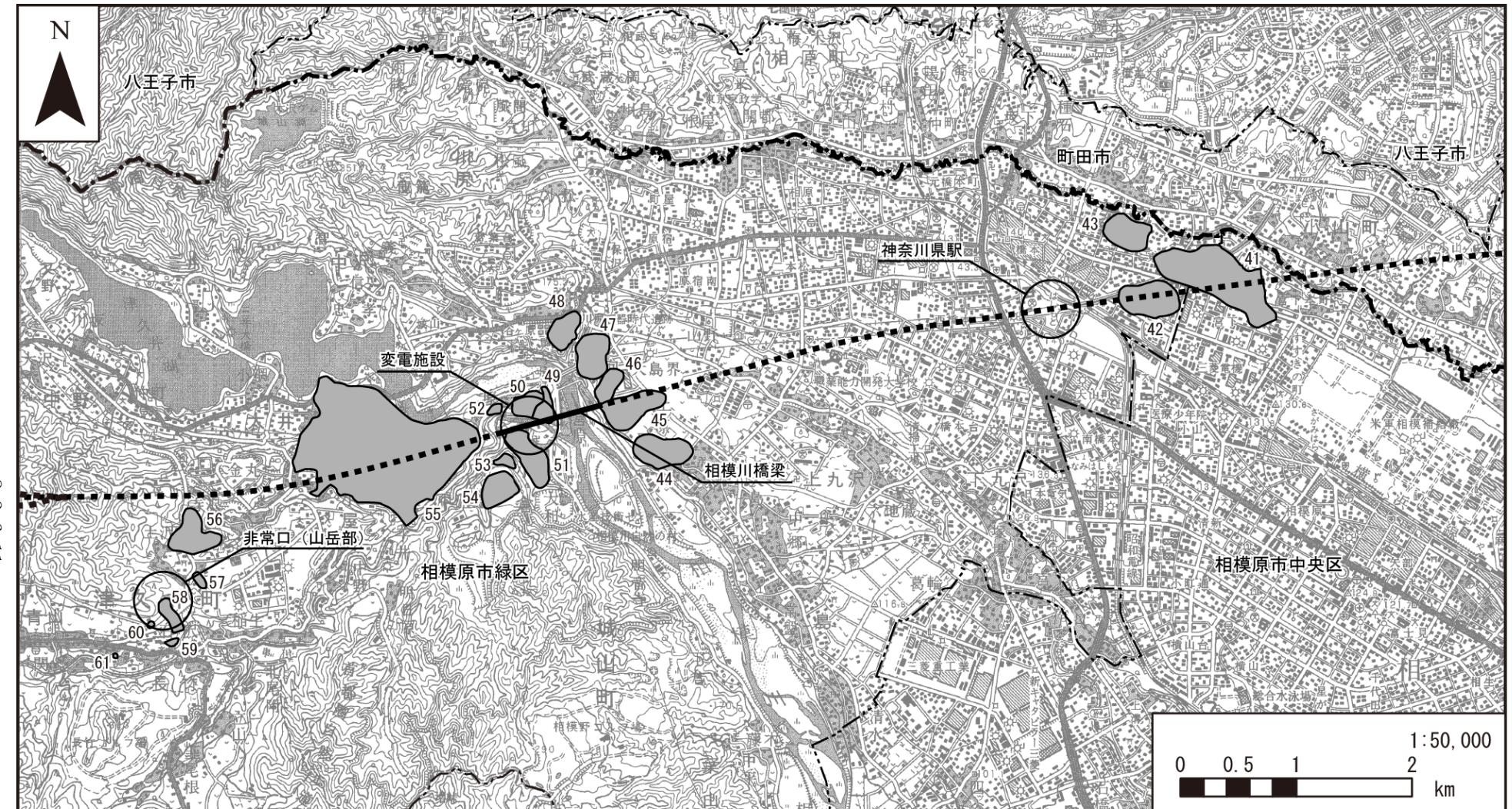
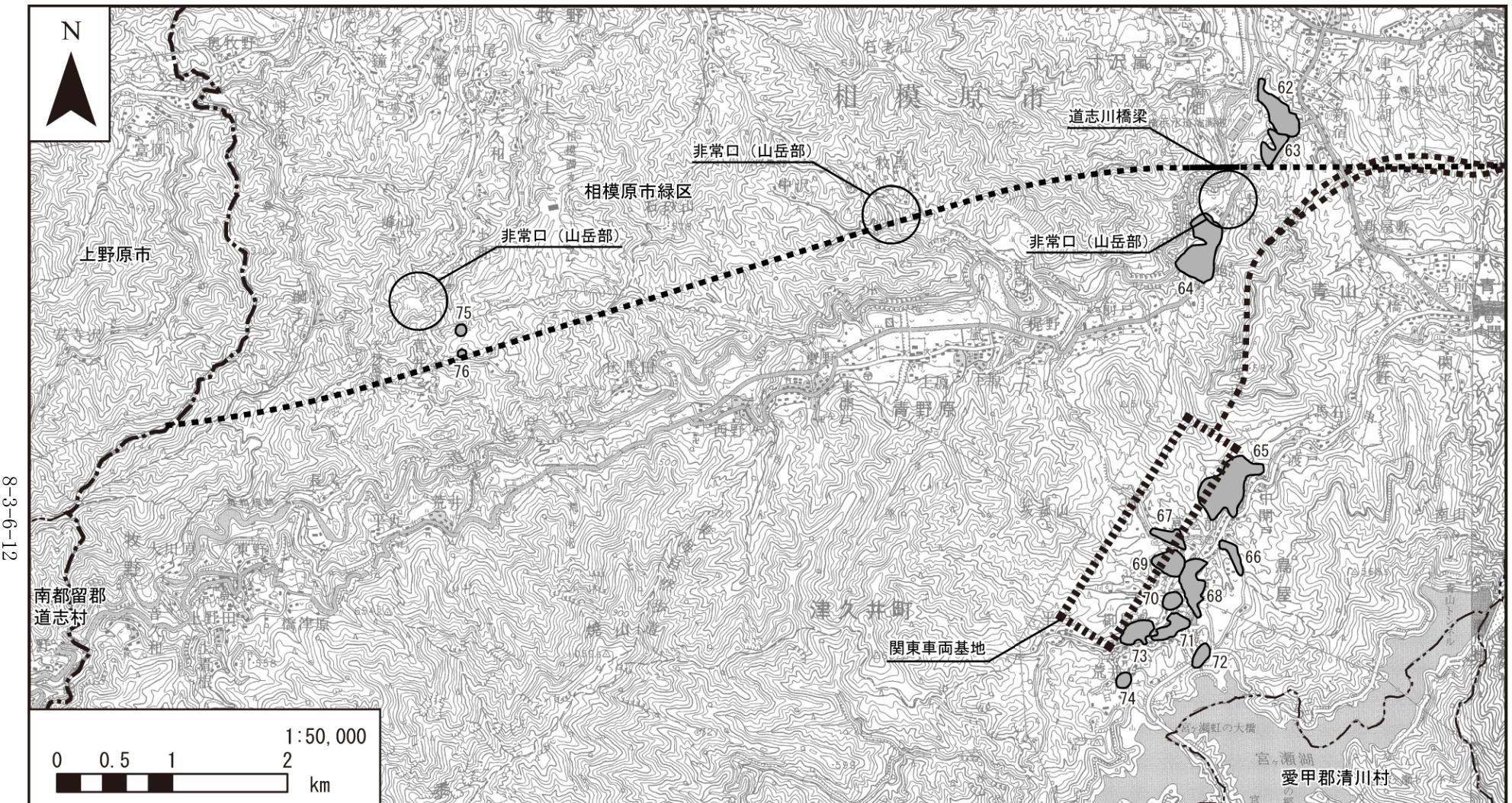


図8-3-6-2(3) 埋蔵文化財包蔵地の分布状況図



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 埋蔵文化財包蔵地
- 計画路線(地上部)
- - - 都県境
- - - 市区町村境
- ・ 関東車両基地は地上部で計画

図8-3-6-2(4) 埋蔵文化財包蔵地の分布状況図

(2) 予測及び評価

1) 鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、車両基地、変電施設）の存在

ア. 予測

ア) 予測項目

予測項目は、鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設）の存在に係る文化財への影響とした。

イ) 予測の基本的な手法

鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設）の存在に係る土地の改変の可能性のある区域と文化財の分布状況の重ね合わせにより、文化財が消失又は改変する範囲を把握し、文化財への影響を定性的に予測した。

ウ) 予測地域

対象事業実施区域及びその周囲の内、鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設）の存在に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。

改変の可能性のある区域として、「第3章 表3-4-2-1」に示す範囲を設定した。なお、非常口（都市部、山岳部）は、「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径100mの範囲を、トンネル坑口は「環境影響評価関連図」に示した中心から半径100mの範囲を、変電施設は「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径150mの範囲を設定した。

エ) 予測地点

予測地域の内、鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設）の存在に係る土地の改変の可能性のある区域内に文化財が存在する地点とした。

オ) 予測対象時期

鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設）の完成時とした。

か) 予測結果

予測地域において、鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設）の存在に係る土地の改変の可能性のある区域に存在する文化財を、表 8-3-6-3、表 8-3-6-4 及び図 8-3-6-3、図 8-3-6-4 に示す。

1 箇所の指定等文化財が存在する箇所において、鉄道施設を設置することとなるが、工事の着手前に関係機関と協議のうえ、移設等取扱いを適切に決定することから、指定等文化財への影響は小さいと予測する。

また、16 箇所の埋蔵文化財包蔵地が存在する箇所において、鉄道施設を設置することにより、それらの一部が改変される可能性があるが、文化財保護法等の関係法令に基づき、必要となる関係機関への手続きを行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施することから、埋蔵文化財包蔵地への影響は小さいと予測する。

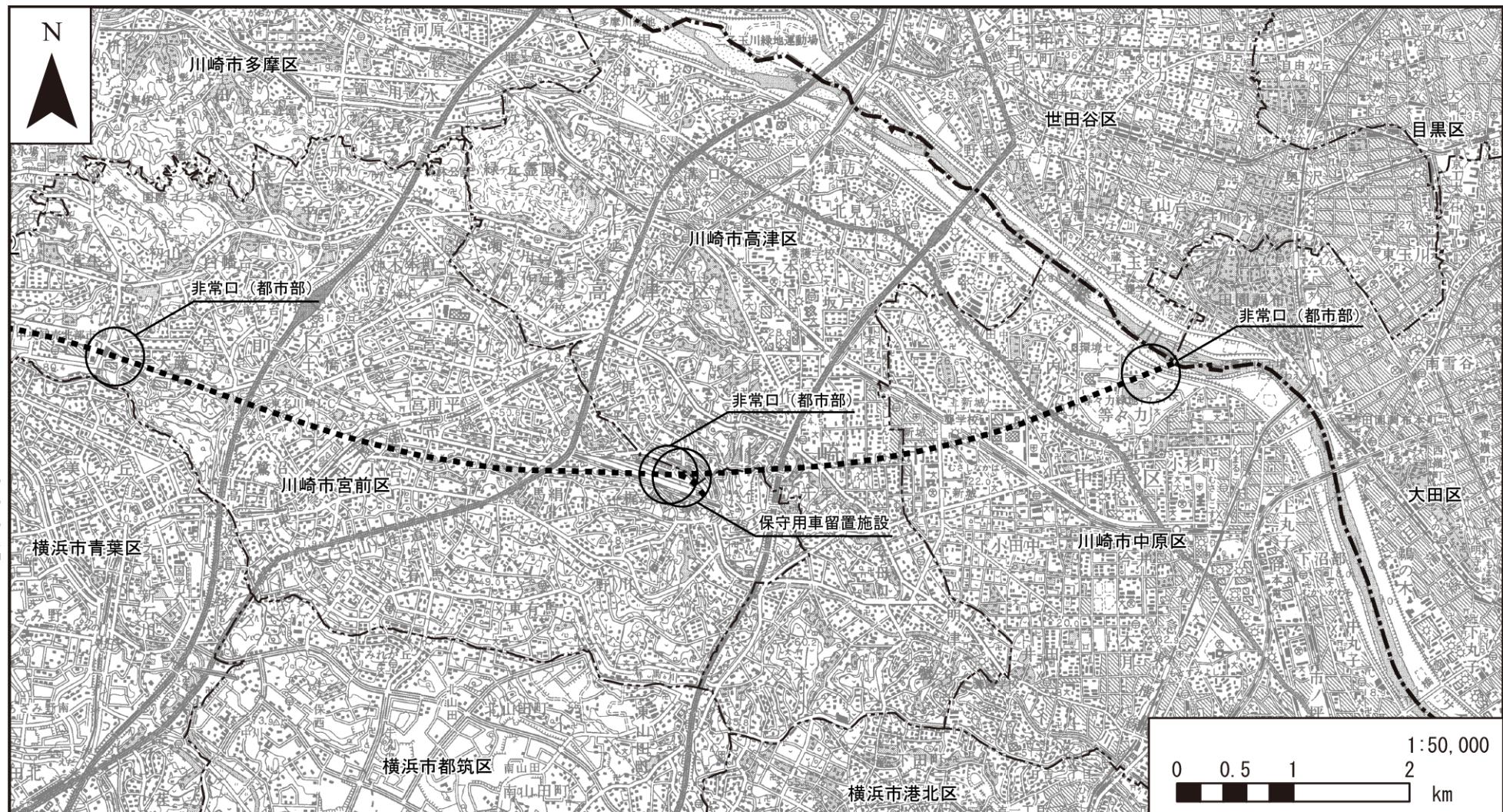
表 8-3-6-3 改変の可能性のある区域内に存在する指定等文化財

地点番号	市町村名	種別	区分	名称	所在地	計画施設	改変の程度
03	相模原市 緑区	有形民俗 文化財	市登録	小倉宮原の 徳本念佛塔	小倉 371	高架橋・橋梁	影響有

表 8-3-6-4 改変の可能性のある区域内に存在する埋蔵文化財包蔵地

地点番号	市町村名	遺跡名称	所在地	計画施設	改変の程度
14	川崎市 宮前区	菅生カエンゾカ遺跡	菅生 5-23 ほか	非常口（都市部）	一部改変
25			潮見台 24	非常口（都市部）	一部改変
30	川崎市 麻生区	桐光学園第二グラウンド建設予定地内遺跡	片平 1642 ほか	非常口（都市部）	一部改変
31			片平 1785 ほか	非常口（都市部）	一部改変
33			片平 1747 ほか	非常口（都市部）	一部改変
36		片平富士塚	片平 1747 ほか	非常口（都市部）	一部改変
45			大島字 38、580 外	高架橋・橋梁 トンネル坑口	一部改変
46	相模原市 緑区	向原下村遺跡（向原東 遺跡、下村遺跡）	向原 3 丁目	高架橋・橋梁 トンネル坑口	一部改変
49		宮原遺跡	小倉	高架橋・橋梁	一部改変
50		東原遺跡	小倉	変電施設	一部改変
51		小倉下平遺跡	小倉	変電施設	一部改変
58			長竹 800 他	非常口（山岳部）	一部改変
65			鳥屋 688-1, 633, 306 他	車両基地	一部改変
67			鳥屋 2847-1, 1274-5, 1252 他	車両基地	一部改変
69		寺原遺跡	鳥屋字寺原 1326, 1128-1	車両基地	なし
73			鳥屋 1916, 1900 他	車両基地	一部改変

注1. ただし、関東車両基地は、鳥屋小学校・中学校に移転が生じないよう計画するため、「69 寺原遺跡」は改変しない。

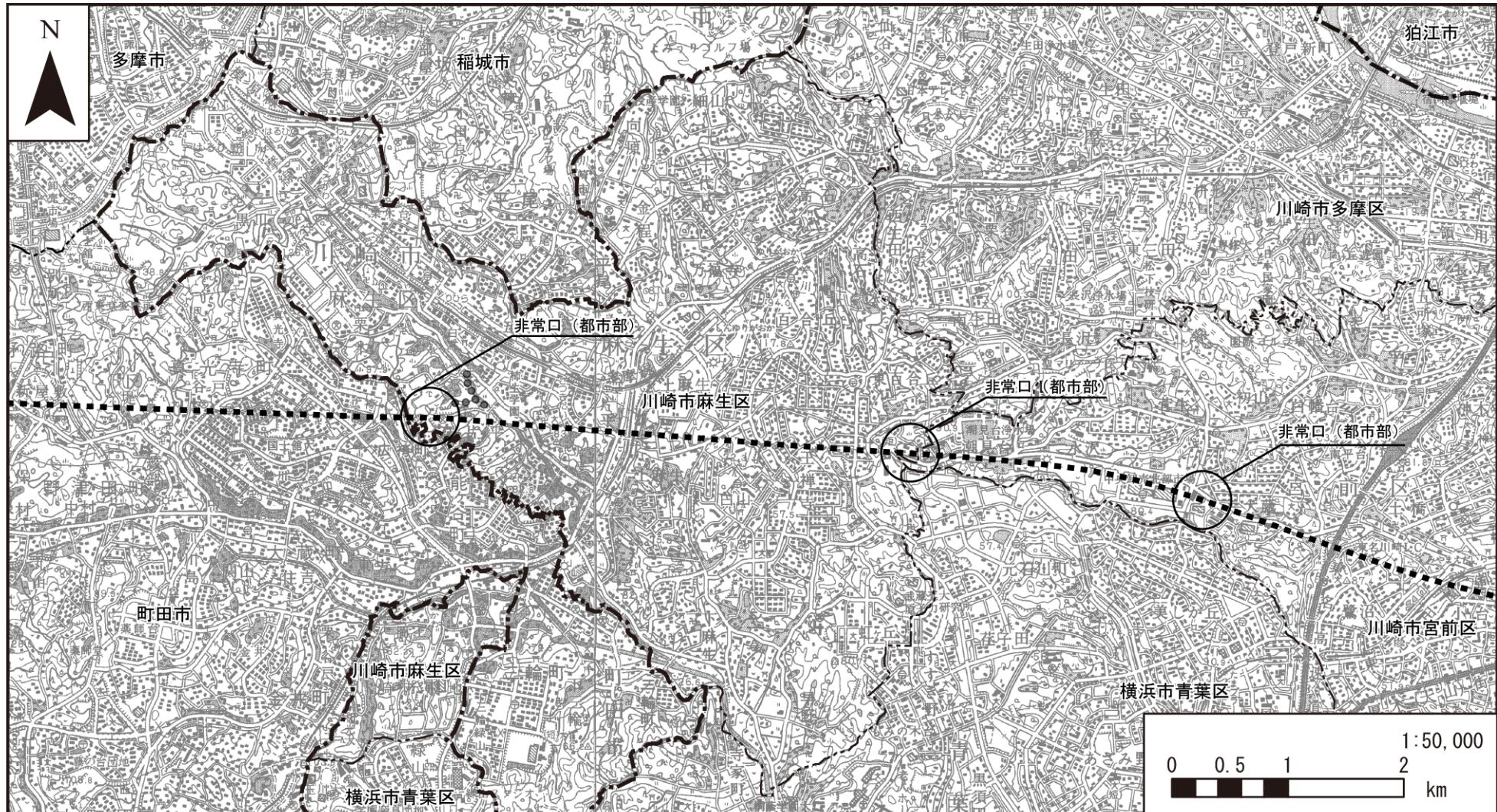


凡例

- | | | | |
|------------------|-----------|----------|---------------|
| ---- 計画路線(トンネル部) | ○ 建造物、国登録 | □ 史跡、県指定 | ★ 有形民俗文化財、市登録 |
| — 計画路線(地上部) | ● 建造物、市指定 | ○ 史跡、市登録 | |
| - - - 都県境 | | | |
| - - - 市区町村境 | | | |

図8-3-6-3(1) 改変の可能性のある区域内に存在する指定等文化財の分布状況図

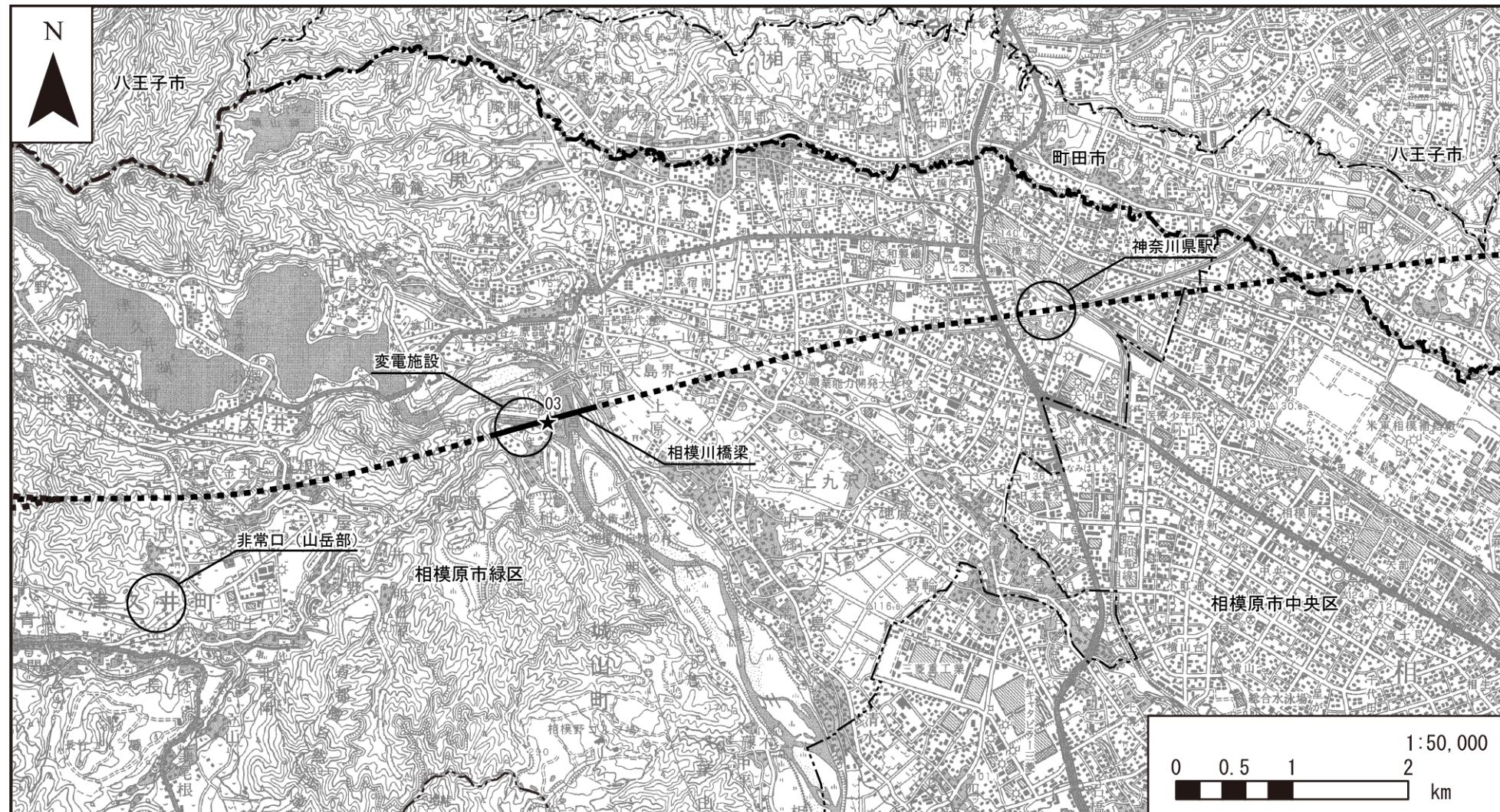
8-3-6-16



凡例

- | | | | |
|------------------|-----------|----------|---------------|
| ---- 計画路線(トンネル部) | ○ 建造物、国登録 | □ 史跡、県指定 | ★ 有形民俗文化財、市登録 |
| — 計画路線(地上部) | ● 建造物、市指定 | ◎ 史跡、市登録 | |
| ····· 工事用道路 | | | |
| - - - 都県境 | | | |
| - - - - 市区町村境 | | | |

図8-3-6-3(2) 改変の可能性のある区域内に存在する指定等文化財の分布状況図

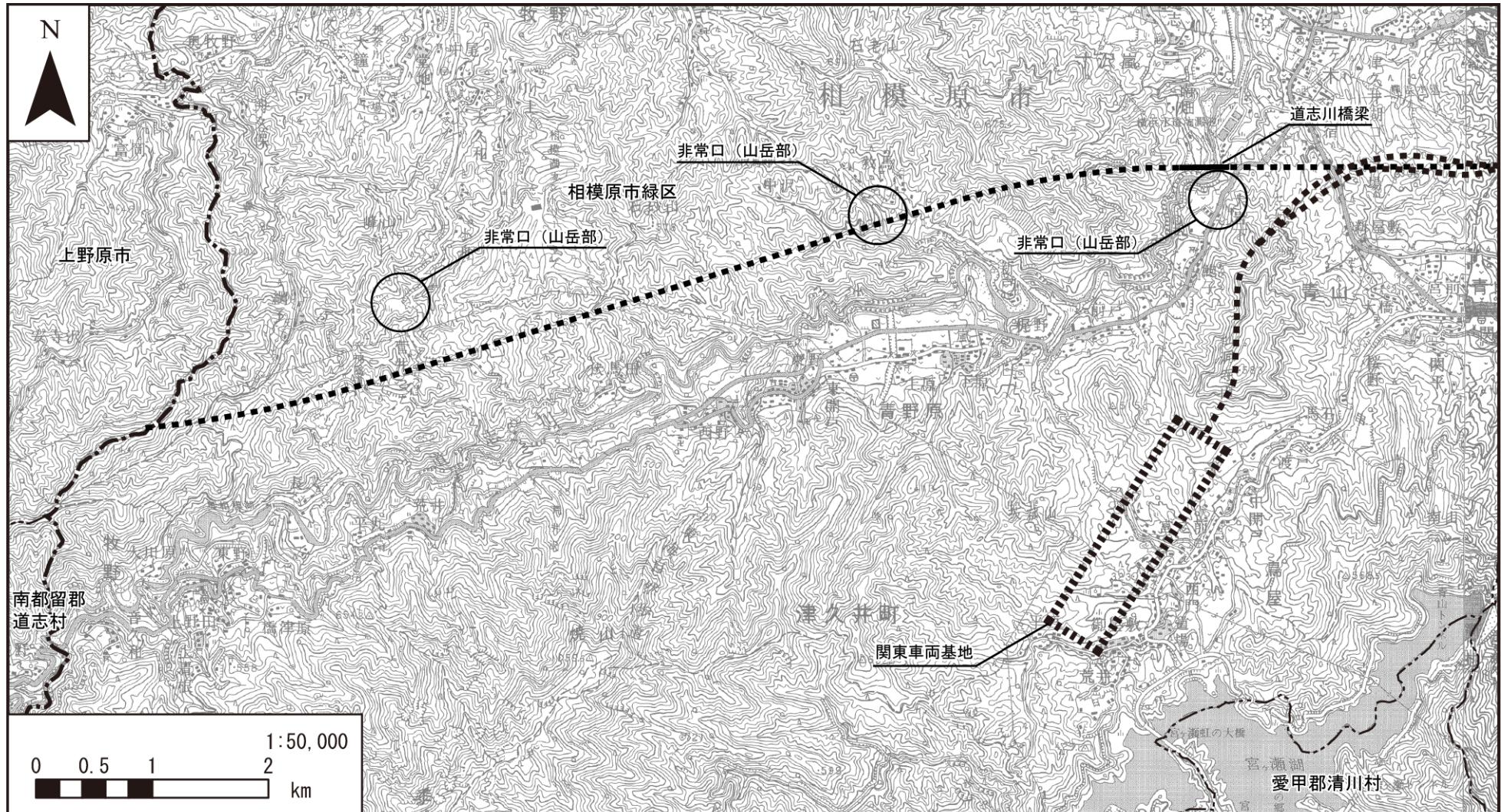


凡例

- | | | | |
|-------------------|-----------|----------|---------------|
| ----- 計画路線(トンネル部) | ○ 建造物、国登録 | □ 史跡、県指定 | ★ 有形民俗文化財、市登録 |
| —— 計画路線(地上部) | ● 建造物、市指定 | ◎ 史跡、市登録 | |
| - - - 都県境 | | | |
| - - - 市区町村境 | | | |

図8-3-6-3(3) 改変の可能性のある区域内に存在する指定等文化財の分布状況図

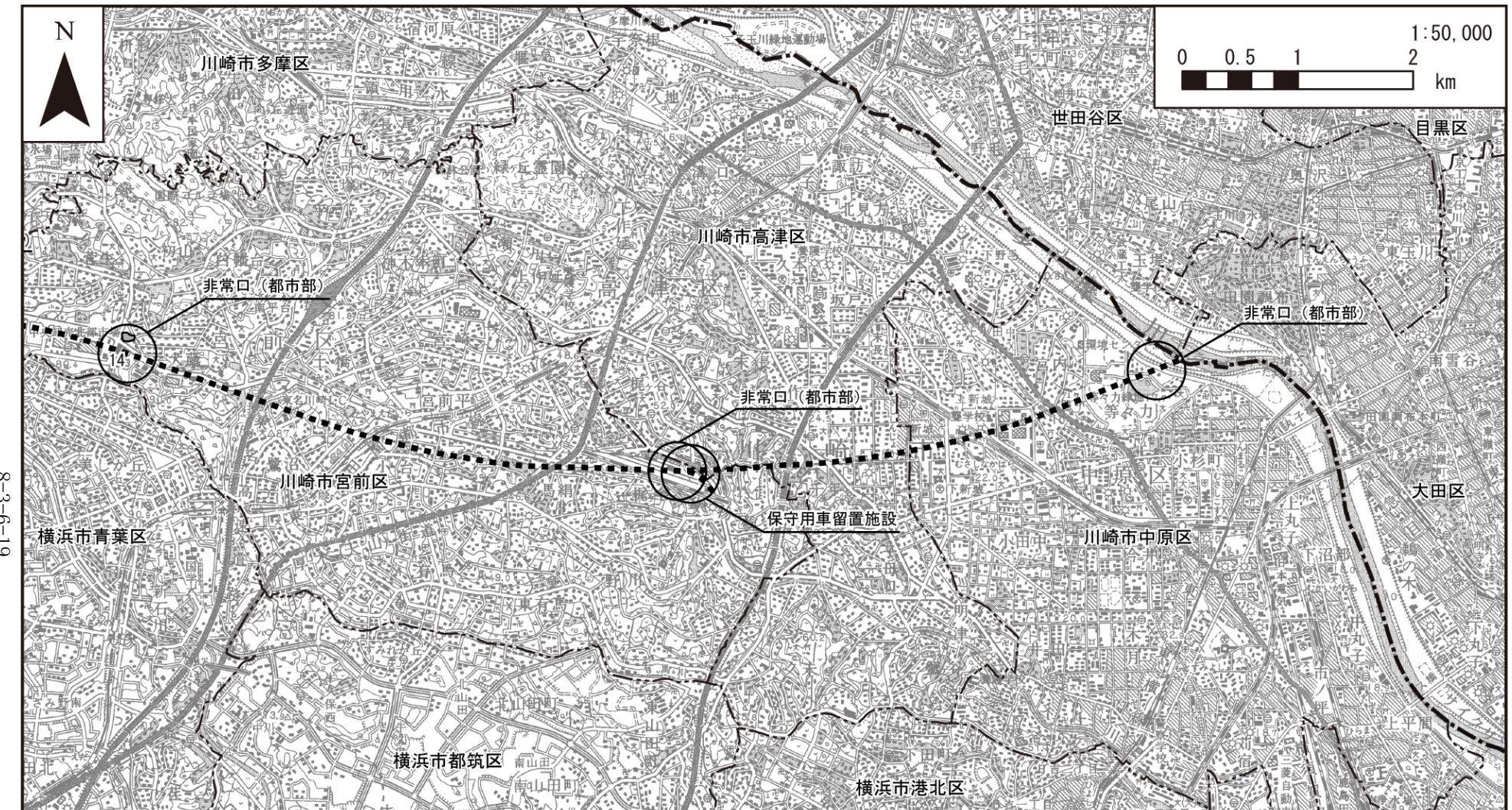
8-3-6-18



凡例

- | | | | |
|------------------|-----------|----------|---------------|
| ---- 計画路線(トンネル部) | ○ 建造物、国登録 | □ 史跡、県指定 | ★ 有形民俗文化財、市登録 |
| — 計画路線(地上部) | ● 建造物、市指定 | ◎ 史跡、市登録 | |
| - - - 都県境 | | | |
| - - - 市区町村境 | | | |
- ・関東車両基地は地上部で計画

図8-3-6-3(4) 改変の可能性のある区域内に存在する指定等文化財の分布状況図

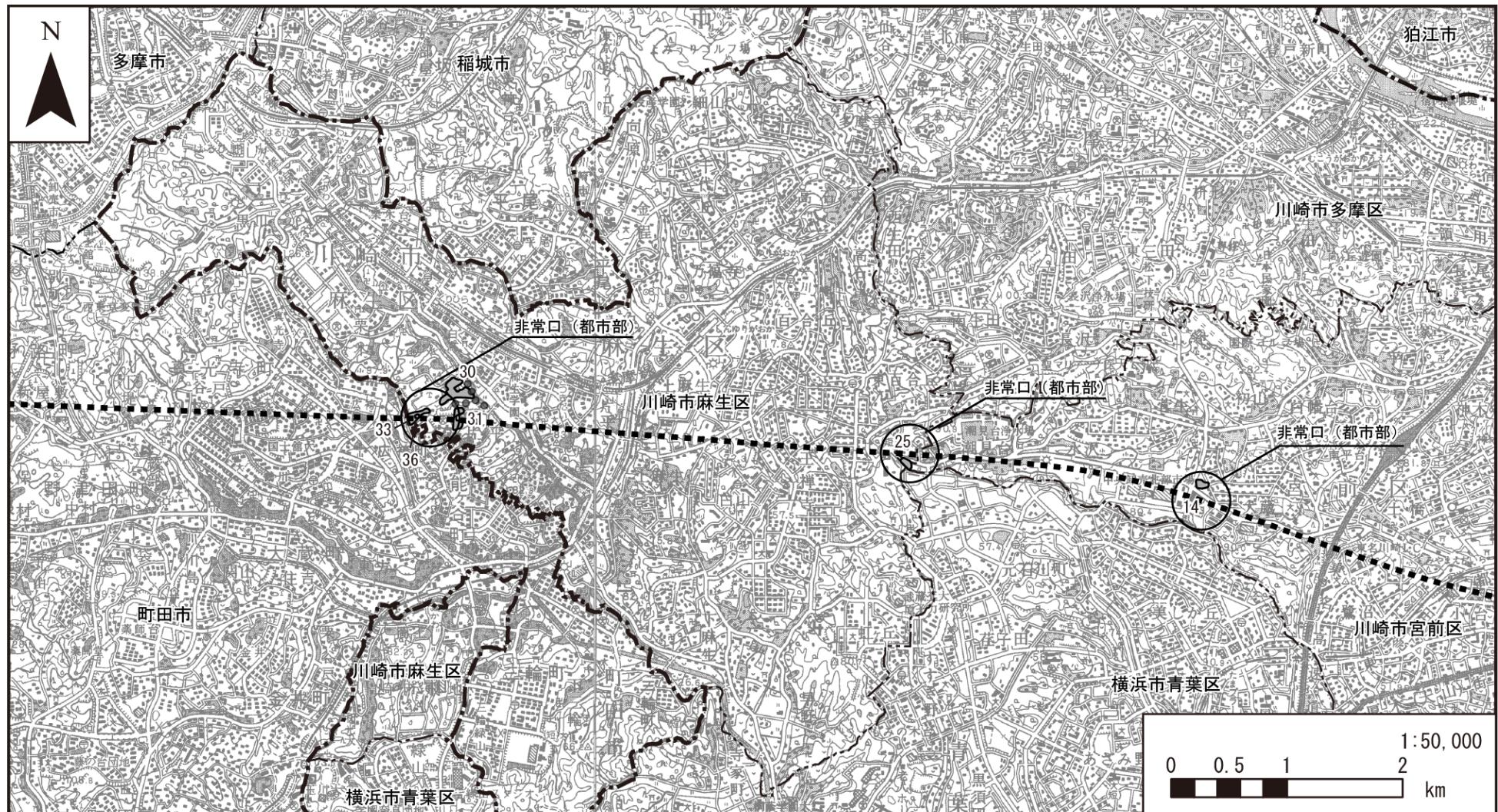


凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 埋蔵文化財包蔵地
- 計画路線(地上部)
- - - 都県境
- - - 市区町村境

図8-3-6-4(1) 改変の可能性のある区域内に存在する埋蔵文化財包蔵地の分布状況図

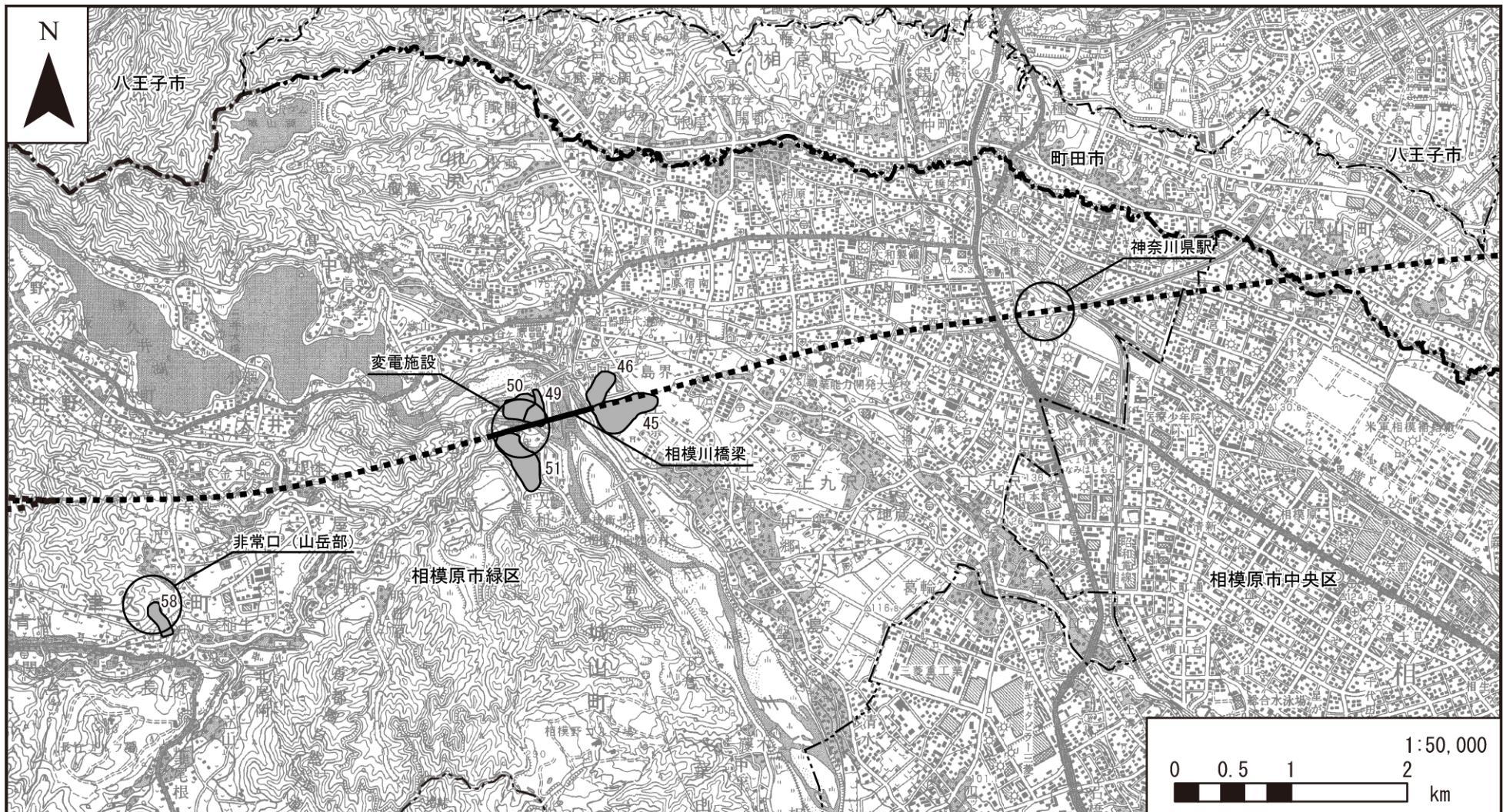
8-3-6-20



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 埋蔵文化財包蔵地
- 計画路線(地上部)
- 工事用道路
- 都県境
- - 市区町村境

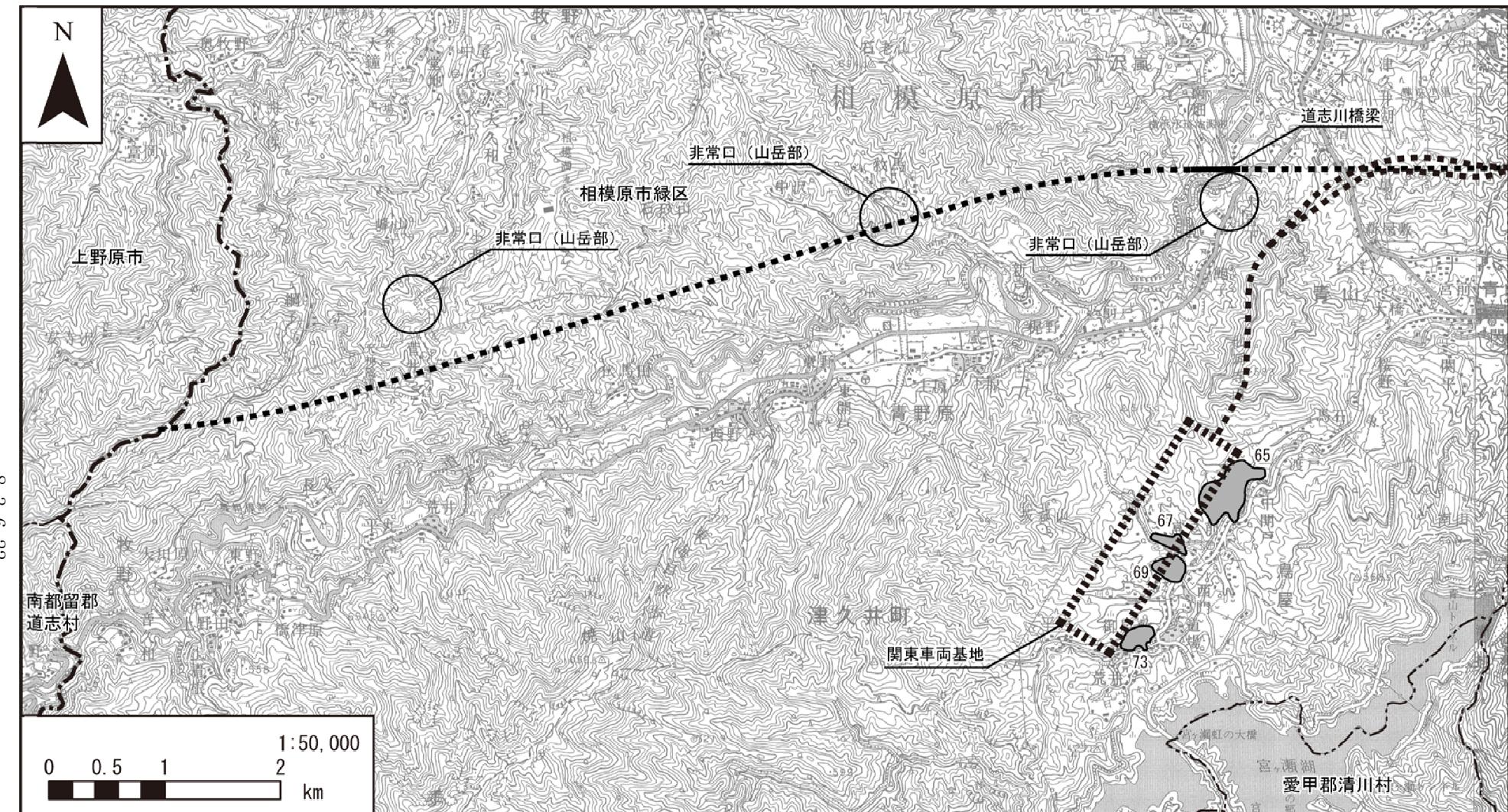
図8-3-6-4(2) 改変の可能性のある区域内に存在する埋蔵文化財包蔵地の分布状況図



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 埋蔵文化財包蔵地
- 計画路線(地上部)
- - - 都県境
- - - 市区町村境

図8-3-6-4(3) 改変の可能性のある区域内に存在する埋蔵文化財包蔵地の分布状況図



- 凡例**
- 計画路線(トンネル部) ■ 埋蔵文化財包蔵地
 - 計画路線(地上部)
 - - - 都県境
 - - - 市区町村境
 - ・関東車両基地は地上部で計画

図8-3-6-4(4) 改変の可能性のある区域内に存在する埋蔵文化財包蔵地の分布状況図

イ. 環境保全措置の検討

ア) 環境保全措置の検討の状況

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設）の存在による文化財に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討の状況を表 8-3-6-5 に示す。

表 8-3-6-5 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
指定等文化財の取扱いに関する関係機関との協議	適	改変の可能性のある区域内に存在する指定等文化財は、工事の着手前に関係機関と協議のうえ、移設等取扱いを適切に決定することで、指定等文化財への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
適切な構造及び工法の検討・採用	適	必要な範囲で地上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財の状況に応じた構造、工法等を検討し、採用することで、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
試掘・確認調査及び発掘調査の実施	適	事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。
遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議・対処	適	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡を発見したときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いは関係機関と協議を行い、対処する。これらにより、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。

イ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

本事業では、鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設）の存在による文化財に係る影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として、「指定等文化財の取扱いに関する関係機関との協議」、「適切な構造及び工法の検討・採用」、「試掘・確認調査及び発掘調査の実施」及び「遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議・対処」を実施する。

環境保全措置の内容を表 8-3-6-6 に示す。

表 8-3-6-6(1) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	指定等文化財の取扱いに関する関係機関との協議
	位置・範囲	指定等文化財の改変の可能性のある区域
	時期・期間	計画時
環境保全措置の効果		改変の可能性のある区域内に存在する指定等文化財は、工事の着手前に関係機関と協議のうえ、移設等取扱いを適切に決定することで指定等文化財への影響を低減できる。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

表 8-3-6-6(2) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	適切な構造及び工法の検討・採用
	位置・範囲	埋蔵文化財の改変の可能性のある区域
	時期・期間	計画時及び工事中
環境保全措置の効果		必要な範囲で地上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財の状況に応じた構造、工法等を検討し、採用することで、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できる。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

表 8-3-6-6(3) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	試掘・確認調査及び発掘調査の実施
	位置・範囲	埋蔵文化財の改変の可能性のある区域
	時期・期間	工事前
環境保全措置の効果		事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施する。これらにより、文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できる。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

表 8-3-6-6(4) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議・対処
	位置・範囲	埋蔵文化財の発見位置
	時期・期間	調査中及び工事中
環境保全措置の効果		法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡を発見したときは、その旨を教育委員会へ届出をし、その後の取扱いは関係機関と協議を行い対処する。これらにより、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できる。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

ウ) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況

環境保全措置の効果は表 8-3-6-6 に示すとおりである。環境保全措置を実施することで、文化財に係る環境影響は回避又は低減される。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、予測の不確実性の程度が小さいこと、また、事業の実施に伴う文化財の取扱いは、関係法令等に基づき適切な措置を講じるため、文化財の保全は図られると判断し、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

エ. 評価

ア) 評価の手法

a) 回避又は低減に係る評価

事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか検討した。

イ) 評価結果

a) 回避又は低減に係る評価

本事業では、表 8-3-6-6 に示した環境保全措置を確実に実施することから、鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設）の存在による文化財に係る環境影響は回避又は低減されると評価する。